

## 就職や退職により健康保険が変わったら

国民健康保険の加入・脱退には、手続きが必要です。マイナ保険証であっても「国民健康保険」と「会社などの健康保険」が自動で切り替わることはありません。資格喪失期間に酒田市国民健康保険で受診してしまった場合、かかった医療費の保険者負担分（7割または8割）などの保険給付をお戻しいたします。加入・脱退手続きの際には、次のものをお持ちの上、国保年金課または各総合支所市民係までお越しください。

※手続きは、資格喪失日（離職日の翌日）以降からできます。

## ●必要なもの一覧

国民健康保険に**加入**するとき

- 資格喪失連絡票
  - 被扶養者がいない場合は「離職票」または「雇用保険受給資格者証」でも可
  - 任意継続をしていた方は「資格喪失の通知書」
- 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 委任状（別世帯の方が届出をする場合）

国民健康保険を**脱退**するとき

- 会社などの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」（健康保険が変わった方全員分）・資格取得連絡票のいずれか
- 返却するもの（あればお持ちください）
  - 国民健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」（健康保険が変わった方全員分）
  - 限度額認定証などの各種医療証
- 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 委任状（別世帯の方が届出をする場合）

国保の**脱退**手続きについては、郵送でも受け付けています。

詳しくは市ホームページの「郵送による国民健康保険の手続き」をご覧ください。

## 進学により転出する方・卒業する方へ

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に市外へ転出される方には、新たに学生用の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」（以下「資格確認書など」）を交付しています。

交付には手続きが必要です。転出届を提出したら、下記のものをお持ちの上、国保年金課または各総合支所市民係へ届出を行ってください。

※マイナ保険証をお持ちの方であっても手続きは必要です。

- ① 学生であることが証明できるもの  
（在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書など）
- ② 今まで使用していた国民健康保険の資格確認書など

## ★卒業などにより学生用の資格確認書などを返却する場合

酒田市国保の学生用の資格確認書などをお持ちで、今年3月に卒業する予定の方がいる世帯に、「**学**国民健康保険非該当届」をお送りします。学生用の資格確認書などを使用できるのは「学生である期間」のみですので、必ずお手続きください。

学生用の資格確認書などを交付されている方が、進学や退学などにより学生である期間が変更になる場合も、新たに資格確認書などを発行する手続きが必要です。



# 医療費通知を確定申告に使用できます

## 医療費通知について

国保加入世帯に年1回(令和8年1月末)お送りしている医療費通知は、医療費控除の申告にご使用いただけます。申告に必要な「医療費控除の明細書」の記入の際にご活用ください。

※医療費通知の再発行はできません。マイナ保険証の登録をすることで、マイナポータル上で医療費通知情報を確認できます。

◆『医療費控除の明細書』の記入内容の確認のため、税務署などから領収書の提示または提出を求められる場合がありますので、領収書などは5年間保管してください。

◆医療費通知に記載されていない医療費は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。

※医療費通知は、受診された医療機関からの請求に基づいて作成しています。

## 変わりました!

医療費通知の送付について、令和6年分までは年6回行っておりましたが、令和7年分より年1回に変更となりました。令和7年1月から令和7年10月までにかかった医療費のお知らせを、令和8年1月末に送付いたしました。令和7年11月、12月受診分や医療機関の請求遅れのものは掲載されていません。医療費控除の適用を受けるときに使用する場合は、令和7年11月、12月受診分の領収書が別途必要となります。



《確定申告に関するお問い合わせ》税務課市民税係 ☎26-5712  
《医療費通知に関するお問い合わせ》国保年金課国保係 ☎26-5727

## 産前・産後期間の国保税が免除されます



子育て世帯への負担軽減などを目的に、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税(均等割分と所得割分)が届出により免除されます。

- 免除期間**…………… 出産予定日(または出産月)の前月から4か月間  
多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3か月前から6か月間
- 対象となる方**…………… 令和5年11月1日以降に出産の国民健康保険被保険者
- 受付期間**…………… 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 届出に必要なもの**…… ①対象者の母子健康手帳 ②対象者と世帯主のマイナンバーが確認できる書類  
③対象者の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」  
④届出者の本人確認書類(運転免許証など)
- 届出先**…………… 税務課税制係 ☎26-5711、国保年金課国保係 ☎26-5727

## セルフメディケーションに取り組みましょう

セルフメディケーション  
税 控 除 対 象

### セルフメディケーションとは?

WHO(世界保健機関)により「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されているものです。

### ★セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病予防への一定の取り組みを行っている方が、OTC医薬品(薬局やドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品)のうち、医療用から転用された「スイッチOTC医薬品など」を年間で一定の金額以上購入した場合、その費用を申告することで、所得から控除することができる制度です。

※通常の医療費控除と併せて受けることはできません。

《セルフメディケーション税制に関するお問い合わせ》税務課市民税係 ☎26-5712

